

論 説

FASB のデリバティブ会計基準開発動向 —FASB 基準セクション草案を中心にして—

伊 丹 清

はじめに

- I FASB基準セクション草案の会計処理概要
 - II 公正価値ヘッジ会計
 - III キャッシュ・フロー・ヘッジ会計
 - IV 外貨ヘッジ会計
- おわりに

はじめに

現在、財務会計基準審議会（以下 FASB と略す）は、デリバティブとヘッジの会計基準設定に取り組んでいる。その作業は難航し、最終ステイトメントの発行を 2 回延期している。そして、現在、1998年第 2 四半期に審議会の承認を受けるべく、最終基準が作成されている段階である⁽¹⁾。

FASB は、1996年 6 月 20 日に公開草案『デリバティブおよび類似金融商品の会計ならびにヘッジ活動の会計』（*Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities* — 以下「公開草案」と略す）を公表した。それに対して各界から多くの意見が寄せられ、FASB は、その草案の一部について方針変更をしている。それは以下のごとくである⁽²⁾。

- ・施行日を1999年 6 月以降の年度に遅らせる。
- ・稼得利益の変動性は以下のように縮小する。

—キャッシュ・フロー・ヘッジの利得・損失は、ヘッジ対象取引が発生すると当初予測される時点ではなく、ヘッジ対象取引が稼得利益に実際に影響を与える時点で認識する。

—公正価値ヘッジについては、すべての利得・損失ではなく、ヘッジ対象リスクに帰因するヘッジ対象項目の利得・損失のみを、即座に稼得利益に認識する。

・ヘッジ対象資産・負債の適格規準は、大半のリスク・マネジメント戦略がある形式のヘッジ会計に適格になるように緩和する。

・通常の実務であるロールオーバー・ヘッジ戦略は、ヘッジ会計に適格である。

・前払リスクは、ヘッジ対象商品が満期保有証券の場合を含めて、ヘッジ会計に適格である。

・売却可能持分証券は、ある種の環境下では外国為替リスクをヘッジする。

・要求する開示を大きく簡略化する。

・先渡売却コミットメントにかかるモーゲージ銀行家のヘッジ戦略は、ヘッジ会計に適格である。

・個々の会計基準で認識が禁じられている資産または負債に該当する確定コミットメントを含め、確定コミットメントはヘッジ会計に適格である。

・その他の契約に「組み込まれた（embedded）」デリバティブに別個の会計を要求する規定を明確化し、以下のように操作的にする。

—債務商品については、インフレ率または債務者の与信価値の変動を直接示す組込デリバティブを分割し、別に計上することは要求しない。

—稼得利益を通じてマーク・トゥ・マーケットされる金融商品ならびにその他契約については、組込デリバティブに別個の会計を求める規定を適用できない。

—新基準への移行を簡単にするために、実体は1998年以前に結んだ契約に「組み込まれた」デリバティブのすべてを分割し、別に計上してもよいし、まったくしないことも選択できる。

FASBはこのように方針変更する過程で、「公開草案」を改訂せず、1997年8月に、FASB基準セクションの草案『デリバティブ商品とヘッジ活動の会計』(Accounting for Derivative Instruments and for Hedging Activities——以下「基準セクション草案」と略す)を、金融商品タスク・フォース(Financial Instruments Task Force)のメンバーおよびその他関係者に配布した。この「基準セクション草案」は、実質的に改訂「公開草案」と言えるものである⁽³⁾。そして、FASBは、最終基準作成に先立って、この「基準セクション草案」に対して寄せられた問題点について1998年第1四半期に再審議を終えているという⁽⁴⁾。このように、「基準セクション草案」は、FASBのデリバティブとヘッ

ジの会計基準設定過程で重要な位置を占めていると言えよう。本稿では、この「基準セクション草案」をもとに、FASB が開発中の基準の詳細ならびに開発推移について検討する。そして、FASB が設定しようとしている会計処理が、財務諸表にどのような影響をあたえるのか、すなわちどのような現実的機能を果たすのかを解明することを試みる。換言すれば、本稿の目的は、FASB が開発中の会計処理の意味を探ることにある。

I FASB 基準セクション草案の会計処理概要

FASB基準セクション草案『デリバティブ商品とヘッジ活動の会計』は、まず、デリバティブ会計基準開発における財務会計基準審議会の四つの基本的決定事項をあげている。それは以下のごとくである⁽⁵⁾。

- 1 デリバティブは資産または負債であり、財務諸表に報告すべきである。
- 2 公正価値は金融商品のもともと適合性ある測定値であり、デリバティブの唯一の適合性ある測定値である。デリバティブは公正価値で測定すべきである。また、ヘッジ対象項目の繰越額の調整は、ヘッジ対象リスクに帰因し、かつそのヘッジの有効期間内に発生するデリバティブの公正価値変動（利得と損失）を反映すべきである。
- 3 資産または負債である項目だけを、そのようなものとして財務諸表に報告すべきである。
- 4 ヘッジ指定項目の特別会計は、適格取引にのみ適用すべきである。適格性（qualification）の一つの側面は、公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺についての評価である。

このように、FASB のデリバティブ会計に関する基本方針は、デリバティブは資産または負債であり、公正価値でもって財務諸表に報告するというものである。また、ヘッジ会計については、公正価値ないしはキャッシュ・フローの変動の相殺でもって適格性を判断し、適格取引のみに適用するという方針決定を行っている。そして、その方針にしたがい、この「基準セクション草案」は、「デリバティブ商品の利得または損失の認識時点を、(a) ヘッジ対象リスクに帰因するヘッジ対象資産または負債の公正価値変動の認識、または (b) ヘッ

ジ対象予定取引（forecasted transaction）の利益効果（earnings effect）の認識と対応させることを規定する⁽⁶⁾」としている。したがって、認識時期の問題がデリバティブ会計の最大の焦点と考えられていると言えよう。

この「基準セクション草案」によれば、デリバティブとは、一つまたは複数の原資産（underlyings）と一つまたは複数の想定元本（nominal amounts）という二つの特徴を有する金融商品ないしはその他契約とされる。そして、この草案が適用を想定するデリバティブは、開始時点または特定事象発生時に、約定によって以下の両条件を満たすものである⁽⁷⁾。

- 1 保有者または引受者にとっての価値が、一つまたは複数の原資産の変動に直接関連して変動する。
- 2 たやすく差額決済できるか、あるいは実質的に差額決済と異なるボジションを受取人に与える資産の受渡をたやすく行える。契約は、以下の規準のどちらかを満たすならば、この条件を満たしている。
 - (1) 契約は、保有者または引受者に、原資産と想定元本と関連する資産または負債を保有するまたは受け渡すことを要求しない。
 - (2) 契約は、保有者または引受者に、原資産と想定元本と関連する資産を保有するまたは受け渡すことを要求する。がしかし、その資産は、たやすく換金できるか、ないしはそれ自体がデリバティブである。

ところで、この条件を満たさない社債やリースのような別のタイプの契約が、一部デリバティブと同様の効果をもつ場合がある。この草案では、そのようなタイプの親契約（host contract）のうちデリバティブと類似する部分、すなわち組込デリバティブ（embedded derivative）も明確に適用対象としている。その適用対象条件は、組込デリバティブと同じ条件の別個の商品（デリバティブ）が、先の適用条件を満たすことと、そして組込デリバティブの経済的特徴とリスクが、親契約の経済的特徴とリスクと明確にそして密接に関連しないことである。この条件を満たす場合には、親契約と分離された組込デリバティブ部分が適用の対象とされる⁽⁸⁾。

この「基準セクション草案」では、以上のような条件を満たすデリバティブは、すべて財政状態表で契約上の権利（または義務）によって資産（または負

債)として認識し、公正価値で測定するとしている。そして、FASB「公開草案」と同様、その公正価値の決定には、FASBステイトメント第107号『金融商品の公正価値の開示』(Disclosures about Fair Value of Financial Instruments)の指針を適用するとされる⁽⁹⁾。なお、FASBステイトメント第107号の指針とは、金融商品の公正価値の見積には、公開市場価格(quoted market price)が最善であるが、それが利用できない場合は、類似金融商品の公正価値、ないしは関連リスクを織り込んだ割引率を使った見積予測将来キャッシュ・フローの現在価値(the present value of estimated expected future cash flows using a discount rate commensurate with the risks involved)、オプションプライシング・モデル、マトリックス・プライシング・モデルといった評価技法に基づくというものである⁽¹⁰⁾。このことは、市場価格による測定だけでなく、オプションプライシング・モデルのような従来とはまったく異なる多様な評価技法を、財務諸表に導入することを意味している。

ところで、このようなデリバティブの公正価値変動(利得・損失)の会計処理については、保有理由と、またヘッジに指定され、それが適格かどうかに依存するとされる⁽¹¹⁾。この「基準セクション草案」では、ヘッジの種類は次のように分類されている⁽¹²⁾。

- 1 公正価値ヘッジ 認識された資産または負債、ないしは確定コミットメントの公正価値変動の、ある特定リスクに帰因するエクスポートジャヤーのヘッジ
- 2 キャッシュ・フロー・ヘッジ 認識された資産または負債、ないしは予定取引(forecasted transaction)のキャッシュ・フロー変動の、ある特定リスクに帰因するエクスポートジャヤーのヘッジ
- 3 外貨ヘッジ
 - (1) 外貨公正価値ヘッジ 確定コミットメントの外貨エクスポートジャヤーのヘッジ
 - (2) 外貨公正価値ヘッジ 売却可能債務証券の外貨エクスポートジャヤーのヘッジ
 - (3) 外貨キャッシュ・フロー・ヘッジ 外貨建予定取引の外貨エクスポートジャヤーのヘッジ
 - (4) 国外事業への純投資の外貨エクスポートジャヤーのヘッジ

この「基準セクション草案」の分類は、FASB の「公開草案」といくつかの点で異なっている。まず、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、「公開草案」が適用対象を予定取引に限定しているのに対して、認識された資産・負債にまで拡大している。また、外貨エクスポートジャヤーに関しては、「公開草案」が国外事業への純投資の外貨エクスポートジャヤーのヘッジのみを規定しているのに対し、公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジに指定できるものを一部含めている⁽¹³⁾。

そして、この分類に基づいて、デリバティブの公正価値変動すなわち利得・損失は、以下のように異なる会計処理がなされる⁽¹⁴⁾。

- 1 非ヘッジ関係 ヘッジ手段に指定されないデリバティブの利得・損失は、現在の稼得利益（earnings）に認識する。
- 2 公正価値ヘッジ 公正価値ヘッジ手段に指定された、適格のデリバティブの利得・損失は、ヘッジ対象資産・負債の相殺損失・利得とともに、現在の稼得利益に認識する。
- 3 キャッシュ・フロー・ヘッジ キャッシュ・フロー・ヘッジ手段に指定された、適格のデリバティブの利得・損失の有効部分は、その他の包括利益（稼得利益外）の構成要素として報告し、ヘッジ対象予定取引が稼得利益に影響を与える期間に稼得利益に認識する。また、そのデリバティブの利得・損失の非有効部分およびその他残りは、現在の稼得利益に認識する。
- 4 外貨ヘッジ 外貨ヘッジ手段に指定された、適格のデリバティブまたは非デリバティブ金融商品の利得・損失は、次のように計上する。
 - (1) 外貨公正価値ヘッジ
 - (i) 確定コミットメントのヘッジにおけるヘッジ手段の利得・損失は、ヘッジ対象確定コミットメントの損失・利得とともに、現在の稼得利益に認識する。
 - (ii) 売却可能証券のヘッジにおけるヘッジ手段のデリバティブの利得・損失は、ヘッジ対象売却可能証券の損失・利得とともに、現在の稼得利益に認識する。
 - (2) 外貨キャッシュ・フロー・ヘッジ 外貨建予定取引のヘッジにおけるヘッジ手段の利得・損失の有効部分は、その他の包括利益（稼得利益外）の構成要素として報告し、ヘッジ対象予定取引が稼得利益に影響を与える期間に稼得利益に認識する。また、そのヘッジ手段の利得・損失の非有効部分およびその他残りは、現在の稼得利益に認識する。

(3) 国外事業への純投資の外貨エクスポートのヘッジ　国外事業への純投資のヘッジにおけるヘッジ手段の外貨取引による利得・損失は、換算調整累計額の一部として、その他の包括利益（稼得利益外）に報告する。また、ヘッジ手段の利得・損失の残りは、現在の稼得利益に認識する。

この「基準セクション草案」の会計処理を要約すると、まず、デリバティブは保有理由により非ヘッジとヘッジに大別される。非ヘッジとされるデリバティブの利得・損失（公正価値変動）は、現在の稼得利益に認識する。さらに、ヘッジは、2種類すなわち公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジに分けられる。公正価値ヘッジでは、ヘッジ手段であるデリバティブの利得・損失（公正価値変動）は、ヘッジ対象項目の相殺損失・利得とともに、現在の稼得利益に認識する。なお、この相殺についてはのちに詳しく検討する。つぎに、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段であるデリバティブの利得・損失（公正価値変動）のうちヘッジ有効部分は、その他の包括利益（稼得利益外）に報告し、その後（たとえば予定取引発生時）稼得利益に認識する。そして、利得・損失のうちヘッジ非有効部分およびその他残りは、現在の稼得利益に認識する。外貨ヘッジに関しては、一部の外貨エクスポートに、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジを認めている。また、国外事業への純投資のヘッジでは、ヘッジ手段の外貨取引による利得・損失は、換算調整と同一方法でもって、その他の包括利益（稼得利益外）に報告する。では、つぎに、このような各ヘッジ会計処理の詳細について検討しよう。まずは公正価値ヘッジ会計である。

II 公正価値ヘッジ会計

「基準セクション草案」では、公正価値ヘッジの指定規準を二段階に分けている。すなわち、全体（ヘッジ手段とヘッジ対象項目の両方）にかかる規準と、ヘッジ対象項目のみに対する規準である。そして、この両規準を満たす場合に、公正価値ヘッジとして適格となる。全体にかかる規準は、以下の三つであり、すべて満たさなければならない。なお、財務省証券（Treasury note）のような非デリバティブ商品は、ヘッジ手段に指定できない⁽¹⁵⁾。

公正価値ヘッジ指定規準

- 1 ヘッジ開始時に、ヘッジ関係および実体のリスク・マネジメント目的ならびに戦略についての公式文書が存在する。
- 2 ヘッジ開始時と継続基準の両方で、ヘッジ関係は、ヘッジ指定期間中、そのヘッジ関係に関する最初に文書化されたりスク・マネジメント戦略と矛盾がなく、ヘッジ対象リスクに帰因する公正価値変動を相殺するのにかなり有効であると予測される。有効性の評価は、財務諸表ないしは稼得利益の報告時はつねに（少なくとも3ヵ月ごとに）行う。（有効性規準）
- 3 純引受オプションを認識された資産または負債のヘッジに指定する場合、ヘッジ対象項目と引受オプションの組合せ（たとえば組込買オプション）は、好ましくない公正価値変動からの損失のエクスポートージャーと少なくとも同程度の、好ましい公正価値変動の結果である利得の潜在性がある。

さらに、ヘッジ対象項目に対しては、以下のすべての規準を満たすことが要求される⁽¹⁶⁾。

ヘッジ対象項目の公正価値ヘッジ指定規準

- 1 ヘッジ対象項目は、認識された資産ないしは負債、または確定コミットメントのすべてか、ある特定部分として個別に確認される。
- 2 ヘッジ対象項目は、単一の資産ないしは負債（あるいはその特定部分）であるか、あるいは類似資産のポートフォリオないしは類似負債のポートフォリオ（あるいはその特定部分）である。
- 3 ヘッジ対象項目は、報告利益（reporting earnings）に影響を与えるヘッジ対象リスクにかかる公正価値変動のエクスポートージャーを帶びている。
- 4 ヘッジ対象項目は、（1）ヘッジ対象リスクに帰因する公正価値変動を再測定し、現在の稼得利益で報告する資産または負債、（2）APBオピニオン第18号『普通株投資の持分法会計』（*The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*）の要件にしたがって、持分法で計上する投資、（3）一つまたは複数の連結子会社の少数株主持分、（4）連結子会社への持分投資、あるいは（5）実体が発行する持分証券で、財政状態表で株主持分に分類されるもの、ではない。
- 5 ヘッジ対象項目が、FASBステイトメント第115号『ある種の債務証券投資と持分証券投資の会計』（*Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities*）にしたがって満期保有に分類される債務証券の場合は、市場利率変動リスクはヘッジ対象リスクに指定できない。
- 6 ヘッジ対象項目が非金融資産または負債の場合は、指定されるヘッジ対象リス

クは、ヘッジ対象資産または負債全体の公正価値変動リスク（物理的資産の場合は実際のロケーションを反映する）であり、異なるロケーションの類似資産の価格リスクあるいは主要要素の価格リスクではない。

- 7 ヘッジ対象項目が金融資産または負債の場合は、指定されるヘッジ対象リスクは、(1) ヘッジ対象資産または負債全体の公正価値変動リスク、(2) 市場利率の変動に帰因する公正価値変動リスク、(3) 関連する外国為替レートの変動に帰因する公正価値変動リスク、あるいは(4) 債務者の与信価値の変動に帰因する公正価値変動リスクである。

以上の二つの規準を満たすと、公正価値ヘッジとして適格になる。そして、その場合の利得・損失（公正価値変動）の詳細な会計処理は次のとくである。まず、ヘッジ手段（デリバティブ）の利得・損失は、現在の稼得利益に認識する。そして、ヘッジ対象項目の損失・利得のうちヘッジ対象リスクに帰因する部分は、ヘッジ対象項目の繰越額を調整し、現在の稼得利益に認識する。なお、このヘッジ対象リスクに帰因する部分は、ヘッジ手段の利得・損失のうちヘッジとして有効な部分と同額になる。すなわち、ヘッジとして有効な部分の利得・損失は、ヘッジ手段とヘッジ対象項目とで稼得利益上相殺されることになり、ヘッジ手段（デリバティブ）のそれ以外の部分だけがその期の稼得利益に影響を与える。なお、ヘッジ対象資産の減損（impairment）ならびにヘッジ対象負債の義務の増大の認識については、ここで検討しているヘッジ会計処理を行ったのちに、その各々に適用すべき一般に認められた会計原則を適用するものとされている⁽¹⁷⁾。

ところで、「公開草案」同様、この「基準セクション草案」でも、指定規準を満たさなくなった等の理由で、公正価値ヘッジ会計を中止する場合、再度指定規準を満たせば、公正価値ヘッジないしはキャッシュ・フロー・ヘッジに指定し直してもよいとされている⁽¹⁸⁾。

このように、公正価値ヘッジでは、ヘッジ手段のデリバティブの利得・損失が、即座に稼得利益に認識されるという点では、非ヘッジのデリバティブと同様である。ただし、ヘッジ対象項目の損失・利得のうち、ヘッジ対象リスクに帰因する部分が同様に即座に稼得利益に認識されるため、その部分は稼得利益では相殺されることになる。したがって、ヘッジ手段の相殺されない利得・損

失のみが、非ヘッジの場合と同様、その期の稼得利益に影響を与えることになる⁽¹⁹⁾。それは、非ヘッジとされる場合と比べると、当然少なくなると考えられる。では、つぎに、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計について検討しよう。

III キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

FASB の「公開草案」は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の対象を予定取引 (forecasted transaction) に限定している⁽²⁰⁾。だが、この「基準セクション草案」では、その対象を予定取引に限らず、現存の認識された資産および負債にまで拡大している。そして、ヘッジ手段 (デリバティブ)，ヘッジ対象項目，ヘッジ対象取引が満たすべき全体の規準として、以下のものがあげられている。なお、ここでも、財務省証券のような非デリバティブ商品は、ヘッジ手段に指定できない⁽²¹⁾。

キャッシュ・フロー・ヘッジ指定基準

- 1 ヘッジ開始時に、ヘッジ関係および実体のリスク・マネジメント目的ならびに戦略についての公式文書が存在する。
- 2 ヘッジ開始時と継続基準の両方で、ヘッジ関係は、ヘッジ指定期間中、そのヘッジ関係に関する最初に文書化されたりスク・マネジメント戦略と矛盾がなく、ヘッジ対象リスクに帰因するキャッシュ・フローを相殺をするのにかなり有効であると予測される。その有効性の評価は、財務諸表ないしは稼得利益の報告時はつねに（少なくとも 3 カ月ごとに）行う。
- 3 純引受オプションを認識された資産または負債のヘッジに指定する場合、ヘッジ対象項目と引受オプションの組合せは、好ましくないキャッシュ・フローのエクスポージャーと少なくとも同程度の好ましいキャッシュ・フローの潜在性を提供する。
- 4 認識された金融資産または負債の利息がある変動利率から別の変動利率に軽減するためにヘッジ手段が用いられる場合、ヘッジ手段は、指定された変動キャッシュ・フローを有する資産と指定された変動キャッシュ・フローを有する負債間のリンクであり、キャッシュ・フローを相殺するのにかなり有効でなければならぬ。

以上のすべての規準を満たす場合に、キャッシュ・フロー・ヘッジに指定す

ることができる。ただし、ヘッジ対象が予定取引（forecasted transaction）の場合は、さらに次の規準すべてを満たすことが求められている⁽²²⁾。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ指定規準

- 1 予定取引が単一の取引または一連の個別取引である。個々の予定取引が集められ、グループでヘッジされる場合、(1) 個々の取引はある単一の日から短期間のうちに発生することが計画されねばならないか、(2) 個々の取引のキャッシュ・フローの変動が終わると計画される日が、ある単一の日から短期間のうちになければならないかのどちらかである。また、個々の取引は、同じリスク・エクスポージャーを共有しなければならない。
- 2 予定取引はほぼ確実（probable）であり、また当初の予定取引計画日から大きく異なるうちに発生するという肯定的な予測（positive expectation）が存在する。
- 3 予定取引は報告実体以外の第三者との取引であり、報告利益（reported earnings）に影響を与えるヘッジ対象リスクにかかるキャッシュ・フロー変動性のエクスポージャーを帶びている。
- 4 予定取引は、ヘッジ対象リスクに帰因する公正価値変動を再測定し、現在の稼得利益に報告する資産の取得、またはそのような負債の発生ではない。予定取引が認識された資産または負債と関連する場合、その資産または負債は、ヘッジ対象リスクに帰因する公正価値変動を再測定し、その変動を現在の稼得利益に報告するものでない。
- 5 予定取引の変動キャッシュ・フローが、FASB ステイトメント第115号『ある種の債務証券投資と持分証券投資の会計』の満期保有に分類される債務証券と関連する場合、市場利率の変動リスク（前払リスクを含む）は、ヘッジ対象リスクに指定できない。
- 6 ヘッジ対象取引が非金融資産の予定購入または予定売却の場合、指定されるヘッジ対象リスクは、その資産全体の購入または売却と関連するキャッシュ・フロー変動リスク（物理的資産の場合はその実際のロケーションを反映する）であり、異なるロケーションの類似資産あるいは主要要素の購入または売却と関連するキャッシュ・フロー変動リスクではない。
- 7 ヘッジ対象取引が金融資産ないしは負債の予定購入または予定売却の場合、指定されるヘッジ対象リスクは、(1) その資産または負債全体の購入または売却と関連するキャッシュ・フロー変動リスク、(2) 市場利率の変動に帰因するキャッシュ・フロー変動リスク、(3) 関連する外国為替レートの変動に帰因するキャッシュ・フロー変動リスク、あるいは(4) 債務者の与信価値の変動に帰因するキャッシュ・フロー変動リスクである。

以上の指定規準を満たし、ヘッジ手段に指定されたデリバティブの公正価値変動（利得・損失）の処理は、二つに分かれる。すなわち、そのヘッジ有効部分はその他の包括利益に報告し、そして非有効部分は稼得利益に認識する。さらに、具体的には、次のような処理が規定されている⁽²³⁾。

キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理

- 1 リスク・マネジメント戦略によって、ヘッジ手段（デリバティブ）の利得・損失、あるいはキャッシュ・フローの個々の構成要素が、ヘッジ有効性の評価から除外される場合、その除外された利得・損失は、現在の稼得利益に認識する。
- 2 ヘッジ対象取引と関連して、その他の包括利益は、絶対額で以下の少ない方でもって残高を調整する。
 - (1) ヘッジ開始時点からのデリバティブの利得・損失の累計と、上記 1 の除外された構成要素の差額
 - (2) ヘッジ開始時点からのヘッジ対象取引の予測将来キャッシュ・フロー変動の累計
- 3 ヘッジ手段（デリバティブ）の残りの利得・損失、ならびにその他の包括利益を上記 2 の残高に調整するための利得・損失は、必要に応じて稼得利益に認識する。

このように、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段の利得・損失（公正価値変動）の有効部分は、その他の包括利益に報告し、またその他の部分は稼得利益に認識される。そして、その他の包括利益とされた利得・損失は、ヘッジ対象予定取引が稼得利益に影響を与える期間（たとえば、予定売却の実際発生期間）に、稼得利益に認識する。ただし、ヘッジ会計を中止する場合は、その時点でこの累計を稼得利益に認識しなければならない。また、公正価値ヘッジと同様、ヘッジ会計を中止する場合、指定規準を満たせば、新たに公正価値ヘッジないしはキャッシュ・フロー・ヘッジに指定し直してもよいとされている。この点は「公開草案」と異なっており⁽²⁴⁾、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定機会が拡大されていると言えよう。ところで、ヘッジ対象資産の減損またはヘッジ対象負債の義務の増大の認識についても、公正価値ヘッジと同様、ヘッジ会計適用後に、その各々に適用可能な一般に認められた会計原則を適用するとされている。ただし、公正価値ヘッジとは異なり、その場合、その他の

包括利益に累計されている利得・損失から、そのような減損等を相殺する分を即座に稼得利益に認識しなければならない⁽²⁵⁾。この点は、「公開草案」では規定されておらず、他の会計原則との関係のより明確化が図られている。

以上のように、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、ヘッジ手段の利得・損失のうちヘッジ有効部分は、その他の包括利益とされ、非ヘッジや公正価値ヘッジの場合とは異なり、稼得利益への認識時期が遅らされる。この点が、キャッシュ・フロー・ヘッジの最大の特徴である。最後に、外貨ヘッジ会計について検討しよう。

IV 外貨ヘッジ会計

この「基準セクション草案」では、外貨エクスポージャーに関して、FASBステイトメント第52号『外貨換算』(Foreign Currency Translation)の機能通貨概念と一致するように、3タイプのヘッジを規定している。それは、(1)外貨公正価値ヘッジ（確定コミットメントならびに売却可能債務証券の公正価値ヘッジ）、(2)外貨キャッシュ・フロー・ヘッジ（外貨建予定取引ならびに外貨建会社間予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ）、(3)国外事業への純投資の外貨エクスポージャーのヘッジの三つである⁽²⁶⁾。その各々について検討しよう。

まず、外貨公正価値ヘッジについては、確定コミットメントと売却可能債務証券に分けて規定されている。確定コミットメントの公正価値変動の外貨エクスポージャーに対しては、デリバティブないしは外貨建非デリバティブ金融商品をヘッジ手段に指定できる。すなわち、他の公正価値ヘッジと異なり、非デリバティブ金融商品もヘッジ手段に指定できるのである。他方、売却可能債務証券の外国為替レートの変動に帰因する公正価値変動のエクスポージャーに対しては、デリバティブのみヘッジ手段に指定できる。この外貨公正価値ヘッジの指定規準とヘッジ会計処理は、先に検討した公正価値ヘッジの場合と同様である（本稿78-79ページ参照）⁽²⁷⁾。

外貨キャッシュ・フロー・ヘッジの対象となるのは、外貨建予定取引と外貨

建会社間予定取引である。外貨建予定取引とは、たとえば予定されている外国への直接販売であり、また外貨建会社間予定取引とは、たとえば外国子会社からの予定されるロイヤルティないしは配当の受取である。これら予定取引に関連するキャッシュ・フロー変動の外貨エクスポージャーに対するヘッジ手段として、デリバティブを指定することができる。だが、非デリバティブ金融商品はヘッジ手段に指定できない。その指定規準は、（1）実体が取引関係者である、（2）取引が機能通貨以外の通貨建である、（3）キャッシュ・フロー・ヘッジ指定規準（本稿80-81ページ参照）をすべて満たすの三つである。また、その会計処理は、先に検討したキャッシュ・フロー・ヘッジの場合と同様である（本稿82ページ参照）⁽²⁸⁾。

最後に、国外事業への純投資の外貨エクスポージャーに対しては、デリバティブないしは外貨建非デリバティブ金融商品をヘッジ手段に指定できるとしている。そして、FASB ステイトメント第52号『外貨換算』の規定にしたがい、国外事業への純投資の経済的ヘッジにおけるヘッジ手段の外貨取引による利得・損失は、換算調整と同一の方法で報告しなければならない。また、ヘッジ手段の利得・損失と換算調整と同一方法で報告される金額に差額があれば、稼得利益に報告しなければならない。なお、ヘッジ対象の純投資については、FASB ステイトメント第52号にしたがって会計処理し、この「基準セクション草案」に規定するヘッジ会計は適用してはならないとされている⁽²⁹⁾。

以上のように、この「基準セクション草案」では、一部の外貨エクスポージャーにも、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジを適用することを認めている。「公開草案」が外貨エクスポージャーに関しては、国外事業への純投資のみを対象としているのと比較すると、それはヘッジ会計の適用領域をさらに拡大しようとするものであると言えよう。

おわりに

本稿で検討したように、「基準セクション草案」では、デリバティブは資産または負債であり、公正価値でもって財務諸表に報告するとされている。そし

て、その公正価値の測定には、FASB ステイトメント第107号の指針が適用され、市場価格にとどまらず、オプションプライシング・モデル等の多様な評価技法が財務諸表に導入されようとしている。そのデリバティブの公正価値の変動（利得・損失）は、非ヘッジかヘッジかによって、会計処理が異なる。非ヘッジとされるデリバティブの利得・損失は、稼得利益に認識される。一方、ヘッジはさらに公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジに分けられる。公正価値ヘッジの場合は、ヘッジ手段のデリバティブの利得・損失を稼得利益に認識すると同時に、ヘッジ対象項目のヘッジ対象リスクに帰因する損失・利得を稼得利益に認識する。その結果、その部分は相殺される。したがって、公正価値ヘッジの場合は、そのように相殺される部分を除く、ヘッジ手段の利得・損失のみがその期の稼得利益に影響を与える。それは、非ヘッジとされる場合よりも当然少なくなると考えられる。他方、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合は、ヘッジ手段のデリバティブの利得・損失のうちヘッジ有効部分は、その他の包括利益に報告し、その後（たとえば予定取引発生時）稼得利益に認識する。そして、利得・損失のうちヘッジ非有効部分およびその他残りは、即座に稼得利益に認識する。したがって、その他の包括利益とされる利得・損失（ヘッジ有効部分）の稼得利益への認識は、非ヘッジや公正価値ヘッジの場合より遅れることになる。

ところで、「基準セクション草案」では、とくに次のような点が「公開草案」と異なっている。まず、組込デリバティブについて明確に規定されている点である。これはデリバティブ会計の適用範囲を拡大するものである。つぎに、ヘッジ会計では、とくにキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、適用対象を現存の認識された資産・負債にも拡げており、またヘッジ中止の場合にヘッジの再指定を認めるというように、ヘッジ会計の機会を拡大している。さらに、外貨エクスポージャーに関しても、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの適用を一部認め、ヘッジ会計の適用領域を拡大している。このように、「基準セクション草案」は、「公開草案」よりも適用範囲を拡げていると言える。

では、このような「基準セクション草案」が規定する会計処理は、財務諸表にどのような影響を与えるのであろうか。まず、デリバティブを公正価値で測

定することによって、その利得・損失（公正価値変動）が従来よりも早期に認識されることになる。また、その測定には、オプションプライシング・モデルのような従来にない多様な評価技法を用いることを可能としている。そして、そのような利得・損失は、非ヘッジと公正価値ヘッジの場合は、即座に稼得利益に認識される。だが、公正価値ヘッジの場合は、ヘッジ対象項目の損失・利得と相殺されるため、非ヘッジよりは、その期の稼得利益に与える影響は小さいと考えられる。また、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、そのような利得・損失のうちヘッジ有効部分がその他の包括利益とされ、稼得利益への認識時期が遅らされる。このことは、公正価値測定による利得・損失の認識の早期化にとどまらず、ヘッジ会計を介して、その認識時期を変え、稼得利益に多様な影響を与えることを意味している。換言すれば、経営者のヘッジ指定の判断によって、利得・損失の認識時期、稼得利益への影響を弾力化できる可能性を内包していると言える⁽³⁰⁾。この点に、デリバティブとヘッジ会計の現実的機能があると思われる。さらに、この「基準セクション草案」では、「公開草案」に比べ、ヘッジ会計の適用範囲、機会の拡大化が図られており、FASBの基準設定過程でそのような弾力化の可能性は拡大される傾向にあると言えよう。そして、この「基準セクション草案」は、実質的に改訂「公開草案」に値するものであり、したがってそのような可能性をもつ会計の制度化を支えるうえで重要な役割を担うものと言える。

注

(1) Financial Accounting Standards Board, Status Report No.300, April 13, 1998, p. 1.

(2) *Ibid.*, p. 4.

なお、Financial Accounting Standards Board, Status Report No. 297, January 14, 1998, p. 4.にも、ほぼ同内容の方針変更がすでに掲載されている。

(3) Financial Accounting Standards Board, Status Report No. 293, September 22, 1997, pp. 2 - 3, and Status Report No. 294, October 16, 1997, p. 5.

この「基準セクション草案」は、このプロジェクトのデュー・プロセスの中で「改訂草案（Revised Draft）」として位置づけられている（Status Report No. 293, p. 2.）。なお、金融商品タスク・フォースのメンバーとは、金融商品タスク・フォースにかかる財務諸表の発行者、監査人、利用者である（Status Report No. 293, p. 3.）。

- (4) Financial Accounting Standards Board, Status Report No.300, p. 4.
- (5) Financial Accounting Standards Board, a Draft of the Standards Section of a Final Statement, *Accounting for Derivative Instruments and for Hedging Activities (September 12, 1997 Version)*, August 29, 1997, par. 3.
- (6) *Ibid.*, par. 4.
- (7) *Ibid.*, par. 6.

ただし、以下のものは適用除外するとしている（*Ibid.*, par. 7.）。

- 1 「正規の方法での（Regular-way）」証券取引
- 2 通常の購入と売却
- 3 企業結合に付随する考慮すべき事項
- 4 ある種の保険契約

（例）（1）伝統的な生命保険契約、（2）伝統的な損害ならびに障害契約、
(3) 大半の財務保証契約

また、この草案では、発行実体側の以下の契約も、適用除外するとしている（*Ibid.*, par. 8.）。

- 1 (1) 実体自体の株式を意味し、かつ(2)その実体の財政状態表で株主持分に分類される契約
- 2 FASB ステイトメント第123号『株式報酬の会計』(*Accounting for Stock-Based Compensation*)に規定される株式報酬契約と関連して発行される契約
- (8) *Ibid.*, par. 9.
- (9) *Ibid.*, par. 13.

なお、FASB「公開草案」の同内容の規定については、Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*, June 20, 1996, par. 10. を参照されたい。

- (10) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, pars.10-11.
- (11) Financial Accounting Standards Board, a Draft of the Standards Section of a Final Statement, par. 14.
- (12) *Ibid.*, par. 4.

- (13) FASB「公開草案」のヘッジ分類については、以下の文献を参照されたい。
- Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, pars. 11-12, 20 and 28.
- 拙稿「ヘッジ会計の展開」(加藤盛弘主査・日本会計研究学会スタディ・グループ中間報告『会計における将来予測要素の導入・拡大の研究』第7章、1997年9月10日)
- (14) Financial Accounting Standards Board, a Draft of the Standards Section of a Final Statement, par. 14.
- なお、ヘッジ手段に指定されるデリバティブについては、全デリバティブに対するパーセントも表示しなければならないとされている (*Ibid.*, par. 14.)。
- (15) *Ibid.*, par. 16.
- (16) *Ibid.*, par. 17.
- (17) *Ibid.*, par. 23.
- (18) *Ibid.*, par. 21.
- なお、公正価値ヘッジを中止すべき場合とは、以下のどれか一つが発生した時である (*Ibid.*, par. 21.)。
- 1 公正価値ヘッジ指定規準（本稿78-79ページ）の一つをもはや満たさない。
 - 2 デリバティブが期限満了する（expires）ないしは売却される、権利放棄される（terminated）あるいは行使される。
 - 3 実体が公正価値ヘッジの指定を外す。
- なお、「公開草案」の公正価値ヘッジの中止については、Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, par. 18. を参照されたい。
- (19) この点に関して、「基準セクション草案」は以下のように述べている。
- 「どのヘッジの非有効性も稼得利益に影響を与えるだろう。なぜなら、ヘッジ手段の利得または損失の非有効側面に対して、ヘッジ対象項目の繰越額を相殺する調整は存在しないからである。」(Financial Accounting Standards Board, a Draft of the Standards Section of a Final Statement, par. 18.)
- (20) Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, par. 20.
- なお、この「公開草案」のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計については、たとえば前掲拙稿を参照されたい。
- (21) Financial Accounting Standards Board, a Draft of the Standards Section of a Final Statement, par. 24.
- (22) *Ibid.*, par. 25.
- (23) *Ibid.*, par. 26.

なお、「基準セクション草案」は、この会計処理1に関連して、ヘッジ手段の時間価値要素に関する利得・損失ならびにキャッシュ・フローの構成要素を、次の環境のもとではヘッジ有効性の評価から除外することを認めている (*Ibid.*, par.

54.)。

- 1 オプションによるヘッジの有効性が、オプションの本源的価値の変動に基づいて評価される場合、オプションの時間価値の変動は、ヘッジ有効性の評価から除外する（そして、稼得利益に直接報告する）。
- 2 オプションによるヘッジの有効性が、オプションの最低価値の変動に基づいて評価される場合、オプションのボラティリティ価値の変動は、ヘッジ有効性の評価から除外する（そして、稼得利益に直接報告する）。
- 3 先渡契約によるヘッジの有効性が、外国為替のスポット・レートの変動に基づいて評価される場合、スポット・レートと先渡レートの変動の差に関連する外貨先渡契約の公正価値変動は、ヘッジ有効性の評価から除外する（そして、稼得利益に直接報告する）。
- 4 先渡契約ないしは先物契約によるヘッジの有効性が、商品のスポット・レートの変動に基づいて評価される場合、スポット・レートと先渡ないしは先物レートの変動の差に関連する先渡契約ないしは先物契約の公正価値変動は、ヘッジ有効性の評価から除外する（そして、稼得利益に直接報告する）。

(24) 「公開草案」では、キャッシュ・フロー・ヘッジを中止する場合のヘッジの再指定については、規定されていない。詳しくは、Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, par. 26. を参照されたい。

(25) Financial Accounting Standards Board, a Draft of the Standards Section of a Final Statement, pars. 27-31.

なお、キャッシュ・フロー・ヘッジを中止すべき場合とは、以下のどれか一つが発生した時である (*Ibid.*, par. 28.)。

- 1 キャッシュ・フロー・ヘッジ指定規準（本稿80-81ページ）の一つをもはや満たさない。
- 2 デリバティブが期限満了する（expires）ないしは売却される、権利放棄される（terminated）あるいは行使される。
- 3 実体がキャッシュ・フロー・ヘッジの指定を外す。

また、当初の予定取引がほぼ確実に発生しないことが判明した場合も、その他の包括利益に累計された利得・損失を、即座に稼得利益に認識しなければならない（*Ibid.*, par. 29.）。

(26) *Ibid.*, par. 32.

(27) *Ibid.*, pars. 33-35.

(28) *Ibid.*, pars. 36-37.

ただし、外貨建会社間予定取引のヘッジに関しては、キャッシュ・フロー・ヘッジ指定規準のうち、「予定取引は報告実体以外の第三者との取引であり、報告利益（reported earnings）に影響を与えるヘッジ対象リスクにかかるキャッシュ・フロー変動性のエクスポージャーを帯びている」（*Ibid.*, par. 25 (c). 本稿81ペー

ジ参照) という規準は除外するとされている (*Ibid.*, par. 36.)。

(29) *Ibid.*, par. 38.

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 52, *Foreign Currency Translation*, par. 20.

(30) このような可能性について, L. タド・ジョンソンとロバート J. スエリンガ (L. Todd Johnson and Robert J. Swieringa) は, 以下のように述べている。

「その(ヘッジ—筆者注)関係は、ヘッジ対象項目とヘッジ手段が契約、法律あるいは類似の手段で互いにリンクされていないがゆえに、抽象的なものである。その結果、ヘッジ関係は通常、きわめて容易に組み立てたり、解体することができる。ヘッジ関係は存在しても、会計目的ではそのようなものとして指定しない可能性がある。」 (L. Todd Johnson and Robert J. Swieringa, *Derivative, Hedging and Comprehensive Income, Accounting Horizons* Vol. 10. No.4., American Accounting Association, p. 114.)